

## 第4 感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項

※大阪府感染症予防計画に基づく。

### (1) 基本的な考え方

近年の医学・医療の著しい進歩により、多くの感染症について治癒やコントロールが可能となっている状況を踏まえ、感染症の患者に対して早期に良質かつ適切な医療を提供し、重症化を防ぐとともに、感染症の病原体の感染力を減弱又は消失させることにより、感染症のまん延を防止することを基本とする。

医療現場においては、感染症に係る医療は特殊なものではなく、まん延防止を担保しながら、一般医療の延長線上において行われるべきものとの認識のもと、特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関、第一種協定指定医療機関等においては、

- ① 感染症の患者に対しては、感染症のまん延の防止のための措置をとった上で、できる限り感染症以外の患者と同様の療養環境において医療を提供すること
- ② 通信の自由が実効的に担保されるよう必要な措置を講ずること
- ③ 患者がいたずらに不安に陥らないように、十分な説明及びカウンセリング（相談）を患者の心身の状況を踏まえつつ行うこと

等により良質かつ適切な医療を提供する。

また、結核指定医療機関においては、患者に薬物療法を含めた治療の必要性について十分に説明し、理解及び同意を得て治療を行う。

特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関、第一種協定指定医療機関、第二種協定指定医療機関及び結核指定医療機関は、その機能に応じて、それぞれの役割を果たすとともに、相互の連携体制や、国立感染症研究所及び国立研究開発法人国際医療研究センターとの連携体制を構築する。

### (2) 感染症指定医療機関の指定

#### ア 特定感染症指定医療機関

厚生労働大臣は、新感染症の所見がある者並びに一類感染症、二類感染症及び新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として、下表のとおり特定感染症指定医療機関を指定している。

図表 7-1 特定感染症指定医療機関（令和 5 年(2023 年) 4 月 1 日現在）

医療機関名	所在市区町村名	感染症病床数
日本赤十字社成田赤十字病院	千葉県成田市	2 床
国立研究開発法人国立国際医療研究センター病院	東京都新宿区	4 床
地方独立行政法人りんくう総合医療センター	大阪府泉佐野市	2 床
常滑市民病院	愛知県常滑市	2 床
合計		10 床

#### イ 第一種感染症指定医療機関

大阪府知事は、主として一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として、その開設者の同意を得て、下表のとおり指定している。

なお、第一種感染症指定医療機関は、国の配置基準では三次医療圏に 1 か所とされているが、大阪府においては、人口規模やアクセス等を勘案し指定している。

図表 7-2 大阪府における第一種感染症指定医療機関（令和 5 年(2023 年) 4 月 1 日現在）

医療機関名	所在市区町村名	感染症病床数
地方独立行政法人 大阪市民病院機構大阪市立総合医療センター	大阪市都島区	1 床
地方独立行政法人 堺市立病院機構堺市立総合医療センター	堺市西区	1 床
地方独立行政法人りんくう総合医療センター	泉佐野市	2 床
合計		4 床

#### ウ 第二種感染症指定医療機関

大阪府知事は、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として、その開設者の同意を得て、下表のとおり指定している。

なお、第二種感染症指定医療機関は、大阪府において、国の配置基準の 56 床を上回る 72 床を指定している。また、国の設備基準では必ずしも病室を陰圧化する必要はないが、大阪府には関西国際空港、大阪港があり、国外から空気感染、飛沫感染等を感染経路とする感染症が侵入する可能性が高いことから、開設者の協力を得て、陰圧化を進めている。

る。

図表 7-3 大阪府における第二種感染症指定医療機関（令和 5 年(2023 年) 4 月 1 日現在）

医療機関名	所在市区町村名	感染症病床数	医療圏
市立豊中病院	豊中市	14 床（0）※	豊能・三島
市立ひらかた病院	枚方市	8 床（8）	北河内
地方独立行政法人 大阪市民病院機構大阪立総合医療センター	大阪市都島区	32 床（32）	大阪市・ 中河内
地方独立行政法人 大阪府立病院機構大阪はびきの医療センター	羽曳野市	6 床（6）	南河内
地方独立行政法人 堺市立病院機構堺市立総合医療センター	堺市西区	6 床（6）	堺市
地方独立行政法人りんくう総合医療センター	泉佐野市	6 床（6）	泉州
合計		72 床（58）	

（ ）内の数字は陰圧化病床の数

※簡易陰圧装置を整備

#### エ 結核病床を有する指定医療機関

大阪府知事は、結核患者の入院を担当させる医療機関として、その開設者の同意を得て、下表のとおり指定している。

なお、大阪府においては、結核病床の基準病床数（※）232 床を上回る 253 床を指定している。

（※ 第 8 次大阪府医療計画において定める基準病床数）

図表 7-4 大阪府における結核病床を有する医療機関（令和 5 年(2023 年) 5 月 1 日現在）

医療機関名	所在市区町村名	結核病床数
一般財団法人大阪府結核予防会大阪複十字病院	寝屋川市	30 床
医療法人仁泉会阪奈病院	大東市	99 床
地方独立行政法人 大阪府立病院機構大阪はびきの医療センター	羽曳野市	45 床
地方独立行政法人 大阪市民病院機構大阪立十三市民病院	大阪市淀川区	39 床
独立行政法人 国立病院機構近畿中央呼吸器センター	堺市北区	40 床

合計		253 床
----	--	-------

### (3) 新興感染症の発生及びまん延に備えた医療提供体制の整備

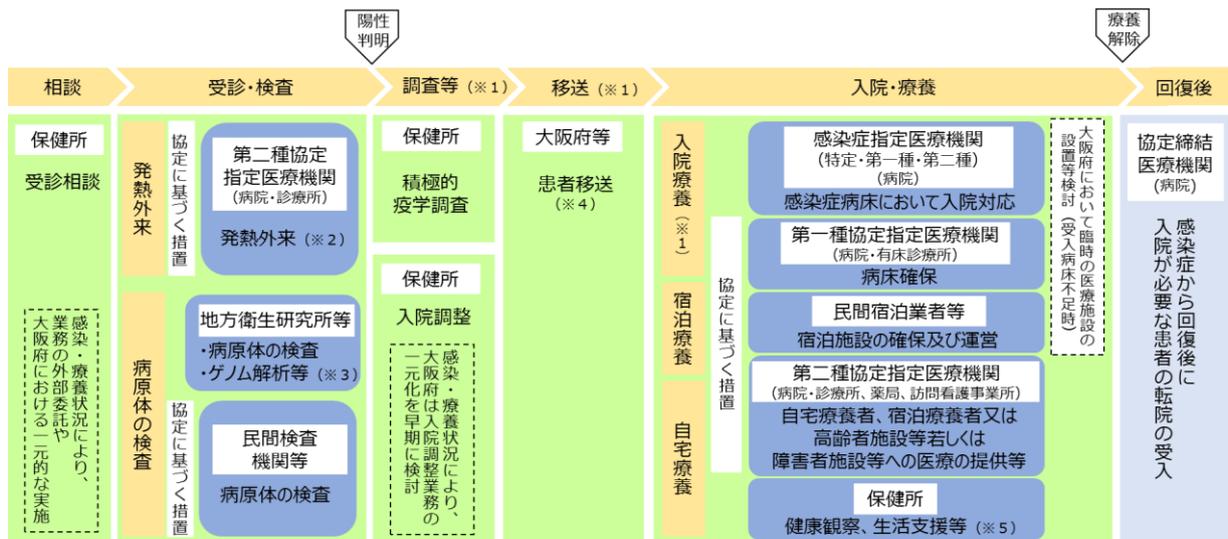
全国的かつ急速なまん延が想定される新興感染症については、入院患者数及び外来受診者の急増が想定されることから、大阪府は、新型コロナへの対応を念頭に、平時から、各医療機関の機能や役割に応じ、感染症法に基づく医療措置協定を締結する等により、当該感染症の患者の入院体制及び外来体制、当該感染症の後方支援体制を迅速に確保する（図表 8）。

医療提供体制の整備に当たり、大阪府知事は、感染症法第 36 条の 2 に基づき、公的医療機関等、特定機能病院及び地域医療支援病院の管理者に対し、各地域におけるその機能や役割を踏まえ、新興感染症の発生等公表期間に新興感染症に係る医療を提供する体制の確保に必要な措置について通知する。通知を受けた公的医療機関等、特定機能病院及び地域医療支援病院の管理者は、感染症法に基づき、当該措置を講じなければならない。

新興感染症の発生時において、大阪府知事は、医療措置協定締結医療機関に対し、医療提供体制及び物資の確保について、その時点の状況を確認した上で、協定に基づき、医療提供を要請する。

なお、実際に発生及びまん延した新興感染症が、国内外の最新の知見等を踏まえ、国において事前の想定とは大きく異なる事態であると判断された場合には、大阪府は、その感染症の特性に合わせて、医療機関と協議の上、協定の内容を見直すなど、実際の状況に応じた機動的な対応を行う。

図表 8 新興感染症の発生及びまん延時における医療提供体制（イメージ図）



- (※ 1) 陽性判明前（疑似症）の段階から対応する場合あり
- (※ 2) 自院で検査の実施能力を有する医療機関においては、病原体の検査を実施
- (※ 3) 地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所は、検査への民間検査機関参入等に伴い、ゲノム解析を重点化する
- (※ 4) 保健所の移送能力を超える事態が生じた場合に備え、消防機関と移送に係る協定（申し合わせ）締結等を進める  
また、大阪府は、宿泊施設への移送のため、民間移送機関との協定締結を検討
- (※ 5) 医療関係団体や民間事業者への委託が可能（大阪府の場合は、必要に応じ、市町村の協力・連携体制を構築）

## ア 入院体制

### ① 新興感染症の発生等公表期間前における入院医療体制

新興感染症の発生等公表期間前においては、特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関及び第二種感染症指定医療機関の感染症病床を中心に対応する。

### ② 新興感染症の発生等公表期間における医療提供体制

大阪府知事は、新興感染症の発生等公表期間において新興感染症の入院を担当する医療機関（病院又は有床診療所）と平時に医療措置協定を締結の上、第一種協定指定医療機関として指定し、大阪府は、その内容について、大阪府ホームページに掲載する。医療措置協定の締結に当たっては、重症病床や患者特性（精神疾患を有する患者、妊産婦、小児、透析患者）別受入可能病床についても確保し、医療提供体制の整備を図る。

## Ⅰ 流行初期期間における医療提供体制

流行初期期間（新興感染症の発生等の公表後3か月程度。以下同じ。）においては、まずは新興感染症の発生等公表期間前から対応の実績のある感染症指定医療機関が、流行初期期間の段階から入院対応を行う旨の医療措置協定に基づく対応も含め、引き続き対応を行うとともに、大阪府知事は、当該感染症指定医療機関以外の流行初期期間に入院対応を行う旨の医療措置協定を締結した医療機関に対し要請を行い、当該期間における入院医療体制を整備する。

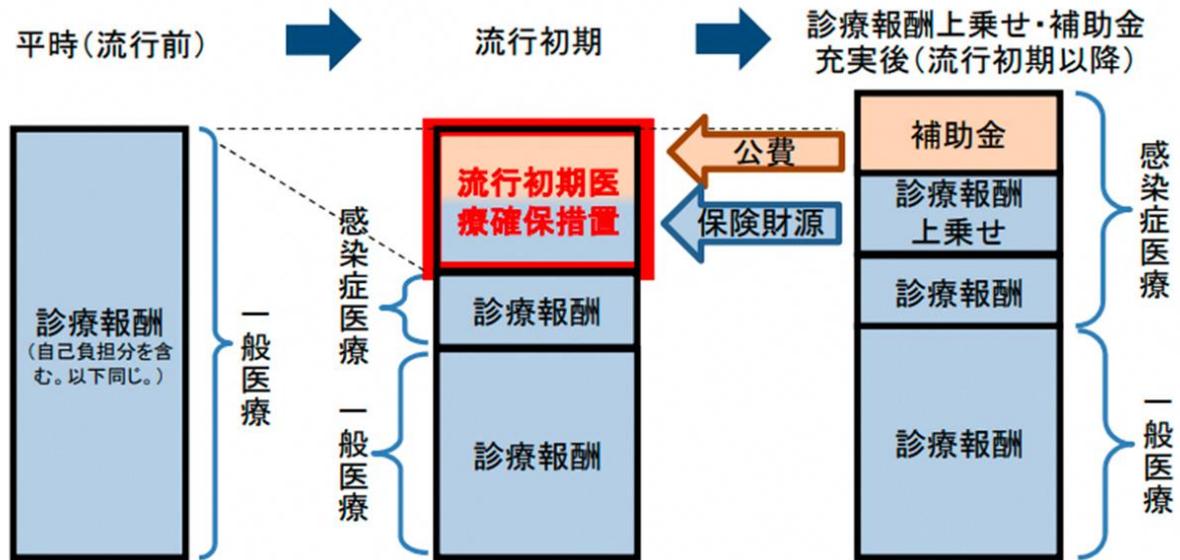
なお、大阪府知事は、入院対応に係る協定を締結した医療機関が、新興感染症の発生等の公表が行われた日の属する月から政令で定める期間が経過する日の属する月までの期間において、新興感染症の発生後の初期の段階から当該感染症に係る医療を提供する体制を迅速かつ適確に構築するための措置（以下「医療協定等措置」という。）を講じたと認められる場合であって、当該医療機関の診療報酬の額として政令により算出した額が、感染症流行前の直近の同月における額を下回った場合、感染症法に基づき、当該医療機関（医療協定等措置の基準を満たす内容の協定を締結した医療機関に限る。）に対し、流行初期医療の確保に要する費用を支給する措置（流行初期医療確保措置）を行う（図表9）。

医療協定等措置の基準については、別途、「大阪府流行初期医療確保措置に関する基準を定める規則」に定める。

**【医療協定等措置（病床確保）の基準】**

- ①措置の実施に係る府知事の要請があった日から起算して、重症病床にあつては 7 日以内に、軽症中等症病床にあつては 14 日以内に実施するものであること
  - ②措置を講ずるために確保する病床数が以下の区分に応じて定める数以上であること
    - イ) 公的医療機関等（※1）のうち、府若しくは市町村（地方独立行政法人法施行令第 40 条において準用する地方独立行政法人を含む）、独立行政法人地域医療機能推進機構、独立行政法人国立病院機構又は独立行政法人労働者健康安全機構が開設する医療機関であつて、一般病床数が 100 床以上であるもの（特定機能病院を除く）・・・・・・・・・・ 30 床（一般病床数が 300 床未満の場合、当該一般病床数の 10%（※2））
    - ロ) イに掲げる医療機関以外の公的医療機関等（※1）であつて、一般病床数 100 床以上であるもの（特定機能病院を除く）又は特定機能病院であつて、がん、循環器疾患その他の国民の健康に重大な影響のある疾患に関し、高度かつ専門的な医療を提供するもの以外のもの・・・・・・・・・・ 20 床（一般病床数が 200 床未満の場合、当該一般病床数の 10%（※2））
    - ハ) イ及びロに掲げる医療機関以外の公的医療機関等（※1）、地域医療支援病院その他流行初期に入院を担当する医療機関・・・・・・・・・・ 10 床
  - ③後方支援（感染症患者以外の患者の受入）に係る医療措置協定を締結した医療機関と必要な連携を行うことその他病床確保を適切に実施するために必要な体制を構築するものであること
- （※1）感染症法第 36 条の 2 第 1 項の規定に基づく公的医療機関等
- （※2）1 未満の端数を生じたときは、これを四捨五入した数

図表 9 流行初期医療確保措置（イメージ図）

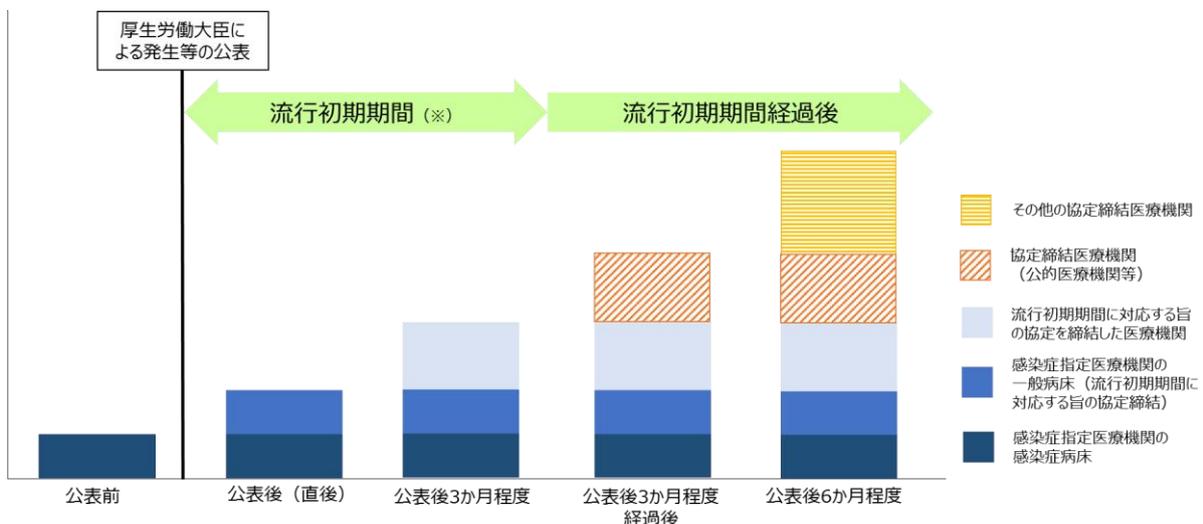


（出典）令和4年9月8日厚生労働省「第153回社会保障審議会医療保険部会」資料 1

## II 流行初期期間経過後における医療提供体制

流行初期期間の経過後、流行初期期間に医療提供を行った医療機関に加え、大阪府知事は、当該医療機関以外の医療措置協定を締結した医療機関のうち、公的医療機関等（新興感染症に対応することができる、公的医療機関等以外の医療機関を含む。）を中心に要請を行い、その後3か月程度を目途に、順次速やかに、医療措置協定を締結した全ての医療機関に対し要請を行い、流行初期期間経過後（新興感染症の発生等の公表後から6か月程度以内。以下同じ。）における入院医療体制を整備する（図表 10）。

図表 10 新興感染症発生から流行初期期間経過後までの医療提供体制確保（イメージ図）



※流行初期期間のうち、流行初期医療確保措置の対象期間（終期）については、政令で規定

図表 11-1 大阪府における第一種協定指定医療機関（入院）の確保病床数（※）

項目	対応開始時期（目途）別目標値	
	流行初期期間 （発生等の公表後 3か月程度）	流行初期期間経過後 （発生等の公表後から 6か月程度以内）
確保病床数（重症病床）	270 床	379 床
うち患者特性別受入可能病床		
精神疾患を有する患者	23 床	33 床
妊産婦（出産可）	9 床	13 床
妊産婦（出産不可）	2 床	2 床
小児	19 床	21 床
透析患者	36 床	40 床
確保病床数（軽症中等症病床）	2,383 床	3,997 床
うち患者特性別受入可能病床		
精神疾患を有する患者	97 床	187 床
妊産婦（出産可）	38 床	54 床
妊産婦（出産不可）	19 床	23 床
小児	110 床	154 床
透析患者	102 床	153 床

（※）特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関及び第二種感染症指定医療機関の感染症病床及び結核病床を除く

## イ 発熱外来体制

大阪府知事は、新興感染症の発生等公表期間に新興感染症の発熱外来を行う医療機関（病院又は診療所）と平時に医療措置協定を締結の上、第二種協定指定医療機関として指定し、大阪府は、その内容について、大阪府ホームページに掲載する。

## 1 流行初期期間における医療提供体制

大阪府知事は、流行初期期間における医療措置協定を締結した医療機関に対し要請を行い、当該期間における発熱外来体制を整備する。

なお、大阪府知事は、発熱外来に係る協定を締結した医療機関が、新興感染症の発生等の公表が行われた日の属する月から政令で定める期間が経過する日の属する月までの期間において、医療協定等措置を講じたと認められる場合であって、当該医療機関の診療報酬の額として政令により算出した額が、感染症流行前の直近の同月における額を下回った場合、感染症法に基づき、当該医療機関（医療協定等措置の基準を満たす内容の協定を締結した医療機関に限る。）に対し、流行初期医療の確保に要する費用を支給する措置（流行初期医療確保措置）を行う。

医療協定等措置の基準については、別途、「大阪府流行初期医療確保措置に関する基準を定める規則」に定める。

**【医療協定等措置（発熱外来）の基準】**

- ①措置の実施に係る知事の要請があった日から起算して7日以内に実施するものであること
- ②1日あたり病院で20人以上、診療所で5人以上の新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症の疑似症患者若しくは当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者又は新感染症にかかっていると疑われる者若しくは当該新感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者の診療を行うものであること

**II 流行初期期間経過後における医療提供体制**

流行初期期間の経過後、流行初期期間に発熱外来を行った医療機関に加え、大阪府知事は、当該医療機関以外の医療措置協定を締結した医療機関のうち、公的医療機関等（新興感染症に対応することができる、公的医療機関等以外の医療機関を含む。）を中心に要請を行い、その後3か月程度を目途に、順次速やかに、医療措置協定を締結した全ての医療機関に対し要請を行い、流行初期期間経過後における発熱外来の体制を整備する。

図表 11-2 大阪府における第二種協定指定医療機関数（発熱外来）

項目	対応開始時期（目途）別目標値	
	流行初期期間 （発生等の公表後 3か月程度）	流行初期期間経過後 （発生等の公表後から 6か月程度以内）
発熱外来数	1,985 機関	2,131 機関
かかりつけ患者以外の受入		1,775 機関
小児の受入	844 機関	879 機関

**ウ 自宅療養者等への医療の提供等**

大阪府知事は、新興感染症の発生等公表期間に新興感染症の自宅療養者等に対する往診や電話・オンライン診療（健康観察を含む。）を行う病院及び診療所（高齢者施設等や障害者施設等の協力医療機関を含む。）、服薬指導（薬剤等の配送を含む。）を行う薬局並びに訪問看護（健康観察を含む。）を行う訪問看護事業所と平時に医療措置協定を締結の上、第二種協定指定医療機関として指定し、大阪府は、その内容について、大阪府ホームページに掲載する。

**I 流行初期期間における医療提供体制**

大阪府知事は、流行初期期間における医療措置協定を締結した医療機関に対し要請

を行い、当該期間における自宅療養者等への医療提供体制を整備する。

## **II 流行初期期間経過後における医療提供体制**

流行初期期間の経過後、流行初期期間に自宅療養者等への医療の提供を行った医療機関に加え、大阪府知事は、順次速やかに、医療措置協定を締結した全ての医療機関に対し要請を行い、流行初期期間経過後における自宅療養者等への医療提供体制を整備する。

図表 11-3 大阪府における第二種協定指定医療機関数（自宅療養者等への医療の提供）

項目	対応開始時期（目途）別目標値	
	流行初期期間 （発生等の公表後 3か月程度）	流行初期期間経過後 （発生等の公表後から 6か月程度以内）
自宅療養者への医療の提供	4,828 機関	4,986 機関
病院・診療所	1,216 機関	1,285 機関
往診	85 機関	88 機関
電話・オンライン診療	850 機関	888 機関
両方可	281 機関	309 機関
薬局	2,997 機関	3,046 機関
訪問看護事業所	615 機関	655 機関
宿泊療養者への医療の提供	3,473 機関	3,541 機関
病院・診療所	456 機関（※）	463 機関（※）
往診	22 機関	22 機関
電話・オンライン診療	331 機関	326 機関
両方可	103 機関	115 機関
薬局	2,744 機関	2,779 機関
訪問看護事業所	273 機関	299 機関
高齢者施設等への医療の提供	3,930 機関	4,022 機関
病院・診療所	689 機関	708 機関
往診	98 機関	100 機関
電話・オンライン診療	267 機関	277 機関
両方可	324 機関	331 機関
薬局	2,804 機関	2,837 機関
訪問看護事業所	437 機関	477 機関
障害者施設等への医療の提供	3,844 機関	3,931 機関
病院・診療所	648 機関	665 機関
往診	87 機関	88 機関
電話・オンライン診療	255 機関	266 機関
両方可	306 機関	311 機関
薬局	2,795 機関	2,825 機関
訪問看護事業所	401 機関	441 機関

（※） 宿泊療養者への医療提供に係る第二種協定指定医療機関のうち、流行初期期間では、6病院、15診療所、流行初期期間経過後では、7病院、16診療所が、診療型宿泊療養施設における医療提供について協定を締結

## エ 後方支援体制及び医療人材派遣体制

大阪府知事は、新興感染症の発生等公表期間に、第一種協定指定医療機関又は第二種協定指定医療機関に代わって新興感染症患者以外の患者を受け入れる医療機関（病院）、感染症から回復後に入院が必要な患者の転院を受け入れる医療機関（病院）、感染症医療担当従事者又は感染症予防等業務関係者を派遣する医療機関（病院）と平時に医療措置協定を締結し、大阪府は、その内容について、大阪府ホームページに掲載する。

また、回復した患者の退院先となる介護老人保健施設等の高齢者施設等とも連携した上で、後方支援体制を整備する。

加えて、医療人材の応援体制を整備するとともに、大阪府の区域を越えた医療人材の応援を要請する場合の方針について、平時から確認する。

なお、大阪府は、医療機関間でリアルタイム、かつ、相互に回復後患者受入可能病床数が閲覧できるよう、原則、ICT を活用し、感染症から回復後に入院が必要な患者の円滑な転院を進める。

図表 11-4 大阪府における協定締結医療機関数（後方支援）

項目	対応開始時期（目途）別目標値	
	流行初期期間 （発生等の公表後 3 か月程度）	流行初期期間経過後 （発生等の公表後から 6 か月程度以内）
感染症患者以外の患者の受入	250 機関	263 機関
感染症から回復後に入院が必要な患者の転院の受入	283 機関	318 機関

図表 11-5 大阪府における協定締結医療機関（人材派遣）の確保人数

項目	対応開始時期（目途）別目標値	
	流行初期期間 （発生等の公表後 3か月程度）	流行初期期間経過後 （発生等の公表後から 6か月程度以内）
医師	331人（※）	341人（※）
感染症医療担当従事者 （うち府外派遣可能な人数）	181人（143人）	187人（143人）
感染症予防等業務関係者 （うち府外派遣可能な人数）	150人（111人）	154人（111人）
看護師	580人（※）	591人（※）
感染症医療担当従事者 （うち府外派遣可能な人数）	314人（228人）	320人（226人）
感染症予防等業務関係者 （うち府外派遣可能な人数）	266人（180人）	271人（183人）
その他	326人（※）	335人（※）
感染症医療担当従事者 （うち府外派遣可能な人数）	179人（138人）	185人（138人）
感染症予防等業務関係者 （うち府外派遣可能な人数）	147人（109人）	150人（109人）

（※）人数は実人数ではなく、延べ人数（感染症医療担当従事者と感染症予防等業務関係者の両方に該当する医療従事者がいるため）

#### オ 医療措置協定による個人防護具の備蓄等

大阪府は、医療機関が診療等の際に用いる個人防護具の備蓄について、医療措置協定に適切に位置付けられるよう、医療機関（主に病院、診療所又は訪問看護事業所）に働きかける。

また、本市は、平時より保健所体制保持のために必要な個人防護具等を備蓄するとともに、感染症発生時には、大阪府と協働して確実に安定した物資調達や国の方針に基づいた医療機関等への供給時の搬送を速やかに行う。

図表 11-6 大阪府における個人防護具 5 物資（※）全てについて施設の使用量 2 か月分以上を備蓄している協定締結医療機関数

	目標値	
	医療措置協定を締結した医療機関数	うち、使用量 2 か月分以上を備蓄している医療機関数
病院	440 機関	199 機関
診療所	1,944 機関	577 機関
訪問看護事業所	694 機関	100 機関
合計	3,078 機関	876 機関

（※） サージカルマスク、N95 マスク、アイソレーションガウン、フェイスシールド及び非滅菌手袋

## カ その他（医療措置協定以外）医療提供体制の整備

### ① 入院医療体制

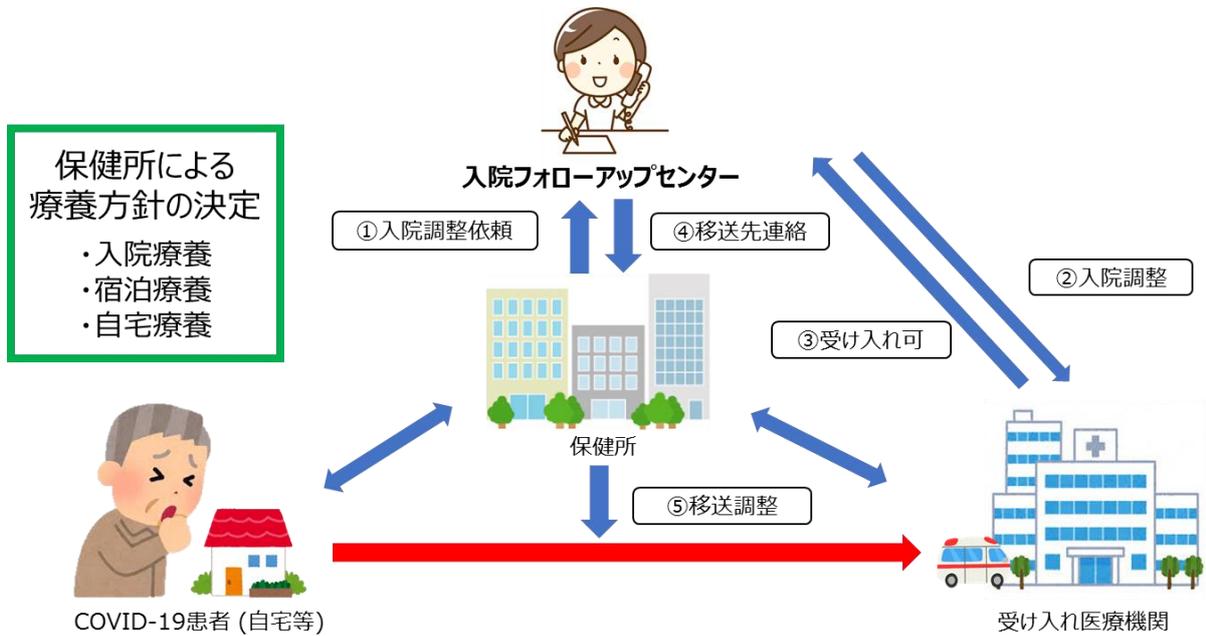
#### Ⅰ 入院調整の一元化等

新興感染症の発生当初においては、まずは大阪府の感染症対策部門と本市が適宜、調整の上、感染症指定医療機関との患者受入調整を行う。その後、大阪府は、病原性や感染性に応じ、保健所設置市に対する平時からの体制整備等に係る総合調整権限や、新興感染症の発生等公表期間の指示権限を適切に行使しながら、早期に入院調整業務の大阪府への一元化（新型コロナ対応でいえば、大阪府入院フォローアップセンター（図表 12）による入院調整をいう。）を判断する。その際には、対応が長期化する場合も見据えて必要な人員体制の確保を行う。

また、入院調整業務の一元化に際しては、大阪府は、地域での感染拡大のフェーズに応じた病床運用が可能となるよう、国が示す入院対象者の基本的な考え方も参考に、都道府県連携協議会等を活用し、地域の関係者間で、入院対象者等の範囲を明確にししながら、患者の療養先の振り分けや入院調整を行う。その際、原則、ICT を活用し、医療機関や本市とリアルタイムで受入可能病床や入院患者等の情報共有を行う。

また、大阪府は、当該感染症が一般医療体制での対応に移行する際に妨げとならないよう一元化の解消時期も早期に検討し、医療機関間の入院調整に順次移行していくなど、円滑な入院調整体制の構築、実施を図る。

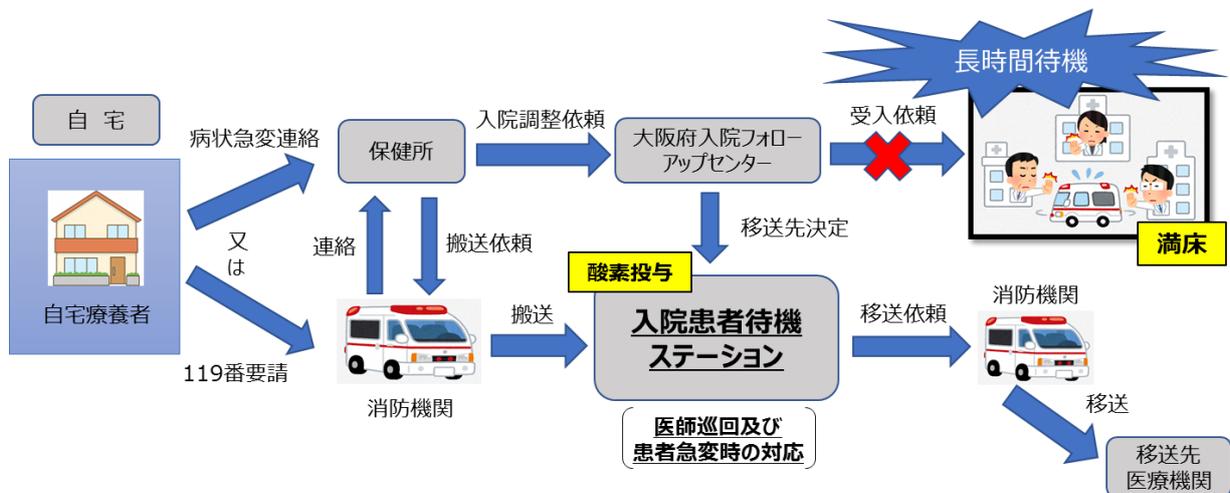
図表 12 新型コロナ対応における大阪府入院フォローアップセンターの仕組み



## II 臨時の医療施設等の整備

大阪府は、新型コロナでの対応を踏まえ、受入病床の不足に対応するため、重症化リスクが高い者への早期治療等を行うための臨時の医療施設、入院待機患者や症状が悪化した自宅療養者等を一時的に受け入れて酸素投与等の必要な処置を行う入院患者待機ステーション（図表 13）にかかる設置・運営について、医療措置協定を締結した医療機関と協議する。また、新興感染症の感染の急拡大に備え、平時より、患者の受入れを早期に安全かつ円滑に実施できるよう、対象となる患者像を想定した施設の設置・運営の流れ等をまとめたマニュアルの整備等を行う。

図表 13 新型コロナ対応における入院患者待機ステーションの仕組み

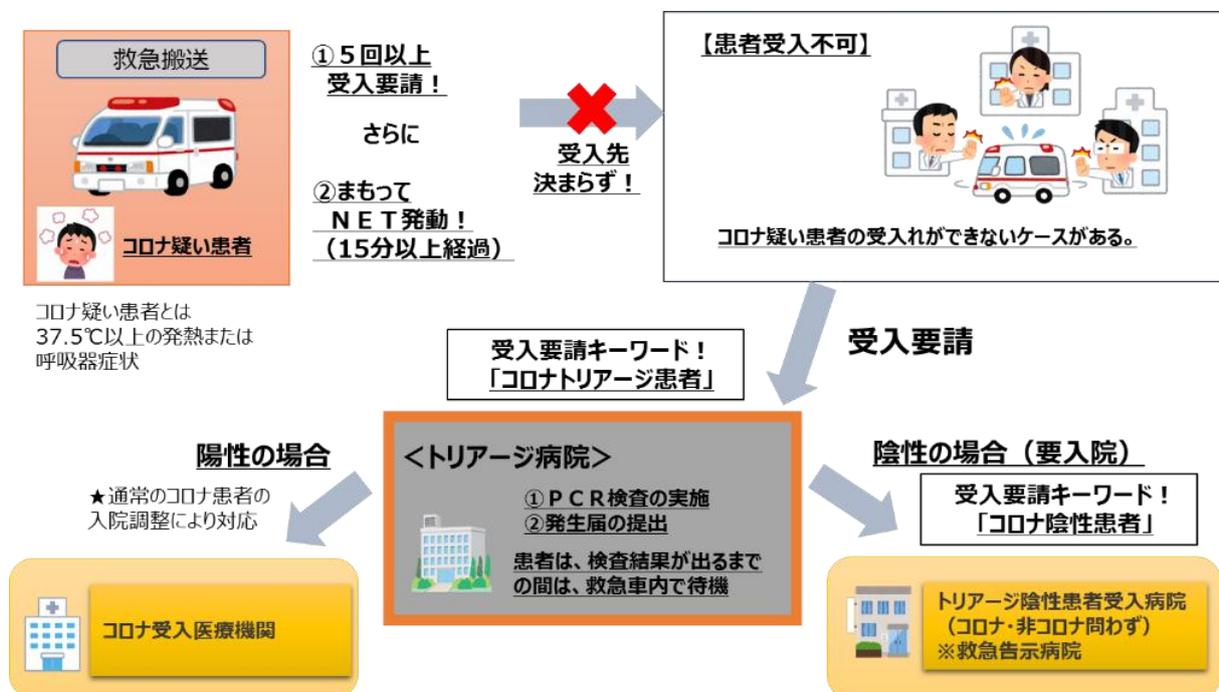


また、臨時の医療施設の開設・運営に当たっては、運営する医療機関等により人員を確保することを基本としつつ、必要となる医療人材の確保が困難な場合に備え、平時より、感染症法に基づく医療機関との人材派遣に係る協定締結等による体制整備を図る。

### III 救急医療体制

大阪府は、新興感染症の発生及びまん延時においては、疑い患者を含めた感染症医療と通常医療の確保のため、救急医療を含め、地域における医療機関の機能や役割を踏まえた医療機関との連携体制（疑い患者のトリアージ病院（図表 14）の設定等）を構築する。

図表 14 新型コロナ対応におけるトリアージ病院の仕組み



また、大阪府は、都道府県連携協議会等を活用し、平時から救急医療機関、消防機関、高齢者施設等や障害者施設等の関係団体等との連携を図り、役割を確認し、高齢者施設等や障害者施設等に対する救急医療を含めた医療支援体制等を確認する。

#### (4) 医薬品の備蓄又は確保等

大阪府は、新興感染症の汎流行時に、地域におけるその予防又は治療に必要な医薬品等の供給及び流通を適確に行うため、医療関係団体と情報共有や連携を図りつつ、国との役割分担のもと、必要な医薬品等の確保に努め、新興感染症等に対応する医療機関等が、必要に応じて使用できるようにする。

#### (5) 一般の医療機関における感染症の患者に対する医療の提供

感染症患者に係る医療は、感染症指定医療機関のみで提供されるものではなく、最初に診察を受ける医療機関は一般の医療機関であることが多いことから、一般の医療機関における感染症患者への良質かつ適切な医療の提供がなされるよう、本市においては、医師会及び豊中市病院連絡協議会等の病院関係団体等の医療関係団体と連携を図る。

また、一般の医療機関は、国、大阪府及び本市から公表された感染症に関する情報について積極的に把握し、同時に医療機関内において感染症のまん延の防止のために必要な措置を講ずるとともに、感染症の患者について差別的な取扱いを行うことなく、良質かつ適切な医療の提供ができるように努める。

一類感染症、二類感染症等であって、国内に病原体が常在しないものについて、国内で患者が発生するおそれが高まる場合には、大阪府が当該感染症の外来診療を担当する医療機関を選定するとともに、本市は当該医療機関に感染が疑われる患者を誘導するなど、初期診療体制を確立しておく。

また、本市は、一類感染症又は二類感染症の集団発生や新型インフルエンザ等の汎流行時の場合には、一般の医療機関に緊急避難的にこれらの患者を入院させる場合があるため、そのために必要な対応についてあらかじめ定めておく。

また、歯科医療について、新興感染症の発生及びまん延時に緊急的な歯科治療を要する場合に備え、歯科を有する病院は、地域の歯科診療所と連携体制の構築に努めるとともに、歯科医療における適切な感染防止対策に係る情報共有を図るなど、平時から、新興感染症に備えた対策を進める。

#### (6) 関係機関及び関係団体との連携

国及び大阪府は、それぞれの役割分担に基づき、感染症患者に対する良質かつ適切な医療の提供のため、新感染症、一類感染症、二類感染症及び新型インフルエンザ等感染症に対応する感染症指定医療機関に対し、積極的な指導を行う。

特に、地域における感染症対策の中核的機関である保健所においては、感染症指定医療機関や医師会、歯科医師会、薬剤師会、豊中市訪問看護ステーション連絡会等の医療関係団体等との連携のもと、感染症対策を推進する。

また、本市は、医師会、歯科医師会、薬剤師会、豊中市訪問看護ステーション連絡会及び豊中市病院連絡協議会等の病院関係団体等の医療関係団体との連携を通じて、感染症の患者を診察する最初の医療機関となることが多い一般の医療機関との有機的な連携を図るよう努める。

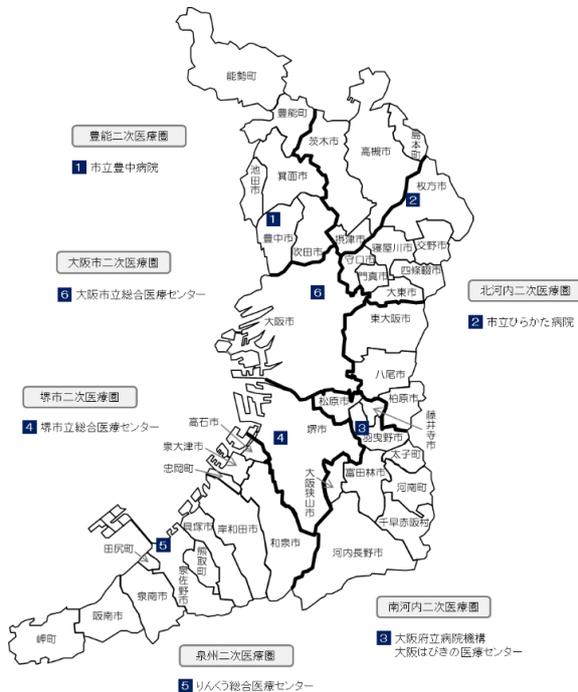
図表 15 感染症指定医療機関において対応する感染症

		対応する感染症					
		新興感染症			一類感染症	二類感染症	結核
		新型インフルエンザ等感染症	指定感染症 (※1)	新感染症			
感染症指定医療機関	特定感染症指定医療機関	○	○	○	○	○	
	第一種感染症指定医療機関	○	○	○(※2)	○	○	
	第二種感染症指定医療機関	○	○(※2)	○(※2)		○	
	結核病床を有する医療機関						○
	第一種協定指定医療機関	○(※3)	○(※3)	○(※3)			
	第二種協定指定医療機関	○(※3)	○(※3)	○(※3)			

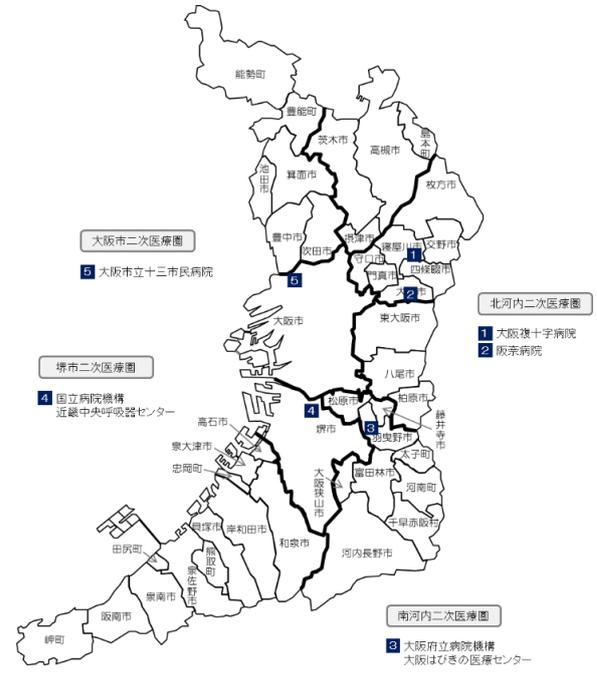
(※1) 当該指定感染症にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるものに限る(ただし、特定感染症指定医療機関、第一種及び第二種感染症指定医療機関は、政令により一類及び二類感染症に準じた措置を講ずる場合を含む。)  
 (※2) 基本指針第六の三の7に基づく。  
 (※3) 新興感染症の発生等公表期間に対応。

図表 16 大阪府における感染症指定医療機関及び結核病床を有する医療機関

図表 16-1 特定感染症指定医療機関、  
第一種感染症指定医療機関及び  
第二種感染症指定医療機関  
(令和5年(2023年)12月1日現在)



図表 16-2 結核病床を有する医療機関  
(令和5年(2023年)12月1日現在)



※入院調整は、圏域を超えて対応